



## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス保護法)の解説

1. はじめに
2. 本法の制定までの経緯
3. 本法の概要
4. 今後の留意点・おわりに

弁護士 飯田 悠

### 1. はじめに

2023年4月28日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「本法」といい、条番号等を記載する際は単に「法」と記載します。)が参議院本会議において可決・成立し、同年5月12日に公布されました。

近年、広がりを見せているいわゆるフリーランスという働き方における問題に関連して、本稿では、この法律の内容や、対象となる事業者の今後の取引活動等における留意点について概観します。

### 2. 本法の制定までの経緯

2020年に行われた内閣官房による統一調査によれば<sup>1</sup>、わが国では約462万人がフリーランスとして働いているとされます。

<sup>1</sup> 内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実体調査結果」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo201>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

働き方の多様化が進展する一方、個人による請負契約や業務委託契約という形式をとるフリーランスは、発注事業者との間に交渉力や情報収集力の格差が生じやすく、また、時間等の制約から事業規模が小さく特定の発注事業者に依存することとなりやすいこと、発注事業者の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが多いといった事情から、発注事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすくなるなど、取引上、弱い立場に置かれやすい特性があると指摘されていました<sup>2</sup>。実際に、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験しており、取引先とのトラブルを経験したフリーランスのうち、約6割が書面・電子メールを交付されていなかったり、交付されていたとしても取引条件の明記が不十分であったりしたことが報告されています<sup>3</sup>。

上記のような問題を受け、2021年3月には、内閣官房等により「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が公表され<sup>4</sup>、事業者とフリーランスとの間の取引に独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法が広く適用されることを前提に、問題となる行為類型等の整理が図られました。他方で、優越的地位の濫用規制は、判断基準が明確とはいいがたく、また、下請法も、資本金等の要件を満たさない事業者に対しては適用されないという問題があり、フリーランスの保護に限界がありました。

そして、2021年10月に設置された内閣の「新しい資本主義実現本部」は、2022年6月に公表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出することを提言していました<sup>5</sup>。

以上の経緯を踏まえ、本法は制定されました。

### 3. 本法の概要

本法は、大別して①フリーランスに係る取引の適正化、及び、②就業環境の整備をその目的としています。取引の適正化に関する各規定は、下請法2条の2、3条、4条等に類似した内容となっており、また、就業環境の整備に関する各規定は、労働基準法や職業安定法等、労働法令への接近が見られる内容となっています。

#### (1) 適用対象

本法は、対象となる「フリーランス」を新たに「特定受託事業者」及び「特定受託業務従事者」と定義しています(法2条1項・2項)。

[8/koyou/report.pdf](#)。なお、当該調査では、フリーランスを「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者(農林漁業従事者を除く。)」と定義しています。

<sup>2</sup> 内閣官房他「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)説明資料」(<https://www.jftc.go.jp/file/publicppt.pdf>)3頁。

<sup>3</sup> 前掲注(1)17-19頁。

<sup>4</sup> 内閣官房等「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326005/20210326005-1.pdf>)。

<sup>5</sup> 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf))17頁。

特定受託事業者	①業務委託の相手方である事業者であって
	②以下のいずれかに該当するもの a. 個人であって、従業員を使用しないもの b. 法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの
特定受託業務従事者	a. 特定受託事業者である個人
	b. 特定受託事業者である法人の代表者

なお、「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれないと整理されており、今後、ガイドライン等において、雇用保険対象者の範囲を参考に、「週労働 20 時間以上かつ 31 日以上雇用が見込まれる者」を「従業員」と定義することが想定されています<sup>6</sup>。

また、本法が対象とする「業務委託」とは、①事業者がその事業のために他の事業者にも物品の製造(加工を含む。)又は情報成果物の作成を委託すること、及び②事業者がその事業のために他の事業者にも役務の提供を委託すること(他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。)を指します(法 2 条 3 項)。この定義は、下請法が対象とする「製造委託等」(下請法 2 条 5 項)に類似していますが、下請法と異なり、自ら用いる役務の提供について他の事業者にも委託することも<sup>7</sup>、本法の「業務委託」に含まれます。

「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものを指します(法 2 条 6 項)。

## (2) 取引条件の明示・交付義務

業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付内容、報酬の額、支払期日その他の事項<sup>8</sup>を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければなりません(法 3 条 1 項)。また、業務委託事業者は、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、これを交付しなければなりません(同条 2 項)。

本条は、法 2 条 5 項にいう「業務委託事業者」に対する義務であり、従業員を使用していない事業者同士の業務委託も対象となります。これは、力関係の異なる事業者間での取引の適正化にとどまらず、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルを未然に防止するという観点に基づくものです<sup>9</sup>。なお、下請法 3 条 2 項においては、電磁的方法による場合には下請事業者の承諾が求められますが、本条においてはそのような条件はありません。

## (3) 期日における報酬支払義務

特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、特定受託事業者の給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から起算して 60 日以内のできるだけ短い期間内において報酬の支払期日を定め、当該期日までに報酬を支払わなければなりません(法 4 条 1 項、5 項)。支払期日が定められなかった場合は給付を受領した日が、本条に違反した支払期日が定められた場合は給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日が支払期日とみなさ

<sup>6</sup> 公正取引委員会「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法) Q&A」<<https://www.jftc.go.jp/file/flqanda.pdf>>4 頁。

<sup>7</sup> 例えば、荷主が商品の運送業務を運送業者に委託する場合、カルチャーセンターを営む事業者が開催する講座の講師を個人事業者に委託する場合があります。鈴木満『新下請法マニュアル〔改訂版〕』(商事法務、2009 年)104 頁。

<sup>8</sup> 受託・委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日などが想定されています。前掲注(2) 7 頁。

<sup>9</sup> 前掲注(6) 5 頁。

れます(同条2項)。また、再委託の場合においては、元委託の報酬の支払期日から起算して30日以内のできるだけ短い期間内において報酬の支払期日を定めなければなりません(同条3項)。他方、業種・職種が多岐にわたるフリーランスについて、業種横断的に共通する必要最低限の規律を設けるという本法の目的に鑑み<sup>10</sup>、下請法4条の2と異なり、特定業務委託事業者が支払を遅延した場合における遅延利息の規定は設けられていません。

#### (4) 禁止行為

特定事業委託事業者は、政令で定める期間以上の期間<sup>11</sup>にわたって行われる業務委託において、以下の①ないし⑤の行為を行うことが禁止されます(法5条1項)。また、以下⑥又は⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害することも禁止されます(同条2項)。

① 特定受託事業者に帰責事由がないのに、給付の受領を拒むこと
② 特定受託事業者に帰責事由がないのに、報酬を減額すること
③ 特定受託事業者に帰責事由がないのに、給付を受領した後に返品すること
④ 通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること
⑤ 正当な理由なく、自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
⑦ 特定受託事業者に帰責事由がないのに、給付の内容を変更させ、又は給付をやり直させること

本条は、業務委託のうち一定期間以上のもののみを対象としています。これは、一定規模以上の期間にわたって継続的な取引関係にある場合、一般的に、当該発注事業者に経済的に依存し、従属的な立場に置かれやすいおそれがあることを踏まえたものとされています<sup>12</sup>。

#### (5) 就業環境の整備

特定業務委託事業者は、広告等により、特定受託事業者の募集に関する情報を提供する時は、①虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また②正確かつ最新の内容に保たなければなりません(法12条1項・2項)<sup>13</sup>。加えて、特定業務委託事業者は、継続的業務委託について、特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者が妊娠・出産・育児・介護と両立しつつ業務に従事することができるよう、必要な配慮をしなければならず、継続的業務委託以外の業務委託においても必要な配慮をする努力義務を負います(法13条1項・2項)。さらに、特定業務委託事業者は、セクハラ・パワハラ等のハラスメント行為により特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう、相談に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければなりません(法14条1項)。

また、取引の適正化及び就業環境の整備に資するよう、国も、特定受託事業者からの相談に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じるものとされています(法21条)<sup>14</sup>。

<sup>10</sup> 本法パブリックコメント(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000242184>)9頁。

<sup>11</sup> 更新によりかかる期間以上行うことになる場合も含みます。前掲注(2)9頁。

<sup>12</sup> 前掲注(10)9-10頁。

<sup>13</sup> なお、本条は、不特定多数者に対する募集情報の提供について適用され、特定個人との間の交渉において提示される募集情報には適用されません。前掲注(2)11頁。

<sup>14</sup> なお、2020年11月から、フリーランスの取引上のトラブルに関する相談及び和解あっせん手続の窓口として、「フリーランス・トラブル110番」が厚生労働省等と第二東京弁護士会によって運営されており、2022年度までに12000件以上の相談実績があります。

#### (6) 中途解除等の事前予告義務

特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。)をしようとするときは、特定受託事業者に対し、少なくとも 30 日前までにその予告をしなければならず<sup>15</sup>、また、特定受託事業者から解除の理由の開示を求められた場合には、遅滞なくこれを開示しなければなりません(法 16 条 1 項・2 項)。

#### 4. 今後の留意点・おわりに

本法は、公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内において施行されます(法附則 1 条)。

本法のパブリックコメントにおいては、下請法の解釈・運用を参考にしつつ、フリーランスに係る取引の実態を踏まえ、施行までの間に、ガイドライン等で明らかにしていくこととされており、これまでも下請法ないし労働法令の適用対象であった事業者にとっては、新たに対応が必要となる場面は限定的であると思われます。他方、従来これらの法令の適用を受けてこなかった事業者にとっては、施行までの限られた期間において、今後定められる省令・ガイドライン等も踏まえた多岐にわたる対応が求められます。

また、フリーランスの保護に関しては、今後も新たな法整備等が予想されます。例えば、前述の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においては、「労働環境の変化等を念頭に置きながら、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的に検討を進める」とされており<sup>16</sup>、2022 年 7 月 31 日には、厚生労働省の検討会において、個人事業者等にも労働安全衛生法を適用し、一定の労災の報告義務や危険有害作業に係る労災対策等の対象に加える旨の報告書素案が示されています<sup>17</sup>。

各事業者は、今後もフリーランスに関する法制について注視していく必要があるでしょう。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

<sup>15</sup> 「やむを得ない事由」がある場合はこの予告義務は課されていませんが(法 16 条 1 項但書)、「やむを得ない事由」としては、天災等により、業務委託の実施が困難になった場合、更に上流の発注者によるプロジェクトの突然のキャンセルにより、契約を解除せざるを得ない場合、解除をすることについて特定受託事業者が帰責事由がある場合等が想定されています。前掲注(6)14 頁。

<sup>16</sup> 前掲注(5)11 頁。

<sup>17</sup> 厚生労働省「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 第 13 回資料」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34484.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34484.html))。朝日新聞デジタル(2023 年 7 月 31 日)。